

第 9 3 号 議 案

新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例（昭和 22 年新宿区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 147.5」に改める。

第 2 条 新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、3 月に支給する場合には 100 分の 20 を、6 月に支給する場合には 100 分の 132.5 を、12 月に支給する場合には 100 分の 147.5」を「100 分の 150」に改め、「（以下「基準日」という。）が 3 月 1 日又は 6 月 1 日である場合にあつては基準日以前 3 か月間、基準日が 12 月 1 日である場合にあつては基準日」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

在職期間	割合
150 日以上	100 分の 100
135 日以上 150 日未満	100 分の 90
120 日以上 135 日未満	100 分の 80
105 日以上 120 日未満	100 分の 70
90 日以上 105 日未満	100 分の 60
60 日以上 90 日未満	100 分の 50
30 日以上 60 日未満	100 分の 30
1 日以上 30 日未満	100 分の 10

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）

4 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例第 4 条第 4 項及び別表第 2 の規定の適用については、同項中「6 か月間」とあるのは「3 か月間」と、同表中「150 日」とあるのは「75 日」と、「135 日」とあるのは「68 日」と、「120 日」とあるのは「60 日」と、「105 日」とあるのは「53 日」と、「90 日」とあるのは「45 日」と、「60 日」とあるのは「30 日」と、「30 日」とあるのは「15 日」とする。

（提案理由）

区長及び副区長の期末手当の支給割合を改定する必要があるため